

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第13号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(令和10年3月31日までの間における地域手当)</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年岩手県条例第74号。以下「改正給与条例」という。)附則第8項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和6年岩手県条例第75号。以下「改正給与等条例」という。)附則第8項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、これらの規定の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>14パーセント級地 100分の14</u></p> <p>(4) <u>9パーセント級地 100分の9</u></p> <p>3 改正給与条例附則第8項後段及び改正給与等条例附則第8項後段の人事委員会規則で定める級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>14パーセント級地</u> 名古屋市に属する地域</p> <p>(4) <u>9パーセント級地</u> 福岡市に属する地域</p> <p>4 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(令和10年3月31日までの間における地域手当)</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年岩手県条例第74号。以下「改正給与条例」という。)附則第8項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和6年岩手県条例第75号。以下「改正給与等条例」という。)附則第8項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、これらの規定の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>13パーセント級地 100分の13</u></p> <p>(4) <u>8パーセント級地 100分の8</u></p> <p>3 改正給与条例附則第8項後段及び改正給与等条例附則第8項後段の人事委員会規則で定める級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>13パーセント級地</u> 名古屋市に属する地域</p> <p>(4) <u>8パーセント級地</u> 福岡市に属する地域</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。